千葉市水道局告示第１０号

水道法第２５条の７の規定により、下記の指定給水装置工事事業者より給水装置工事の事業の廃止の届出がありましたので、千葉市水道局指定給水装置工事事業者規程第５条第２号の規定により告示します。

令和　３年　４月　６日

千葉市長　神　谷　俊　一

所　在　地	茨城県古河市久能１２２２－３アムールＥ－２０１
商　　号	緊急水道サービス
代　表　者	竹内　義幸
廃止年月日	令和　３年　３月２３日